定款変更につき通知公告

当社は、平成二十三年六月二十四日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十三年六月八日

静岡県藤枝市八幡五〇三番地の一

日の丸交通株式会社

代表取締役　古知愛一郎

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十三年六月二十四日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十三年六月八日

静岡県三島市本町八番一号

三島産業株式会社

代表取締役　古知愛一郎

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十三年六月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十三年六月八日

大阪府東大阪市水走一丁目一八番四〇号

株式会社四国

代表取締役　仲谷　常克

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十三年六月二十三日付の定時株主総会での承認を条件として株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同株主総会の翌日から当社の株券は無効となります。

平成二十三年六月八日

大阪市浪速区桜川二丁目六番一一号

株式会社三和倉庫

取締役社長　舛谷　正人

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十三年七月十二日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十三年六月八日

愛知県名古屋市東区白壁五丁目四四番地

株式会社ニチフク

代表取締役　寺澤誠太郎

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十三年六月二十四日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十三年六月八日

大阪府泉北郡忠岡町忠岡東三丁目五〇一番地一

忠岡産業株式会社

代表取締役　古知愛一郎

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十三年六月二十四日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十三年六月八日

大阪市平野区長吉六反一丁目六五番地の八

ロクタン興業株式会社

代表取締役　古知愛一郎

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十三年六月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十三年六月八日

大阪市浪速区日本橋四丁目三番九号

株式会社日本歯科商社

代表取締役社長　広田　武彦

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十三年七月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十三年六月八日

兵庫県西宮市津門川町二番三六号

尼崎塩業株式会社

代表取締役　土橋　弘

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である向浩一が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十三年六月八日

東京都品川区大崎一丁目一一番二号ゲートシティ大崎イーストタワー八階

ＶＩＪＡＳＧＡＴＥ

日本における代表者　向　浩一

限定承認公告

本籍北海道札幌市中央区南七条西一五丁目二番、最後の住所札幌市中央区南七条西一五丁目二番二六号　被相続人　亡　小泉　進

右被相続人は平成二十二年十一月九日死亡し、その相続人は平成二十三年五月三十日札幌家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年六月八日

札幌市中央区南七条西一五丁目二番二六号

相続財産管理人　小泉美也子

限定承認公告

本籍栃木県宇都宮市緑三丁目二一六三番地五五、最後の住所栃木県宇都宮市屋板町一二六番地一一　特別養護老人ホームひょうたん村　被相続人　亡　鈴木　フミ

右被相続人は平成二十三年二月二日死亡し、その相続人は平成二十三年五月二十五日宇都宮家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年六月八日

神奈川県小田原市城山一丁目二七番六号

相続財産管理人　日比野　修

限定承認公告

本籍長野県松本市波田一〇一六五番地三、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　遠藤　正夫

右被相続人は平成二十三年二月二十八日死亡し、その相続人は平成二十三年五月十二日長野家庭裁判所松本支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年六月八日

長野県小諸市甲三二二六番地

相続財産管理人　花岡　奈美

限定承認公告

本籍岡山県浅口市鴨方町本庄一八一七番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　田口　始

右被相続人は平成二十三年三月五日死亡し、その相続人は平成二十三年六月一日岡山家庭裁判所玉島出張所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年六月八日

岡山県浅口市鴨方町本庄一八一七番地

相続財産管理人　田口由美子

限定承認公告

本籍長崎県南松浦郡新上五島町間伏郷一〇四八番地、最後の住所福岡県小郡市大保一六一二番地五　被相続人　亡　堤　健二

右被相続人は平成二十三年一月十日死亡し、その相続人は平成二十三年五月二十六日福岡家庭裁判所久留米支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年六月八日

福岡県朝倉郡筑前町松延七二三番地一一

限定承認者　山口エリ子

正　誤

ページ	段	行	誤	正
平成二十三年四月二十七日（号外第八十九号）内閣府告示第八十号（地域再生計画を認定した件）（原稿誤り）				
三三二三			三三二三～五美里町の区域の一部（詳細は内閣府において閲覧に供する。）	美里町の全域
平成二十三年四月二十日法務省告示第百九十三号（外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第七条の規定による承認をした件）（原稿誤り）				
二三		終りから一一	ウォング・キット・イー・エレイン	ウォング・キット・イー・エレイン

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　六月八日付第一二一号九六ページ
◉付録　十五日付衆会第四号七二ページ
五月官報目録一六ページ

ページ●同日付政府調達第一〇五号一六ページ●二月一ジ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）